

○ 岐阜県ふぐ取扱指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふぐ毒による食中毒の発生を防止するため、ふぐの取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 ふぐの処理

食用に供する目的で、ふぐの有毒部位を除去すること又は塩蔵処理することをいう。

二 ふぐ取扱営業

業として、食用に供する目的でふぐの処理を行うことをいう。

三 ふぐ処理者

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17第1号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると知事が認める者をいう。

四 ふぐ処理施設

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐの処理を行う施設をいう。

(ふぐの販売等の制限)

第3条 別表1及び別表1の2に掲げる種類のみぐの可食部以外の部位並びに別表1及び別表1の2に掲げる種類以外の種類のみぐ又はその部位は、次の場合を除き、販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、次条第1項の規定による営業許可を受けた者又は魚介類の卸売業者に販売する場合は、この限りでない。

一 別表1及び別表1の2に掲げる種類のみぐの可食部以外の部位にあつては、個別の毒性検査により有毒でないこと（その毒力がおおむね10MU/g以下であること）を確認したうえで販売等する場合又は別表2の塩蔵処理を行ったうえで、若しくはその原料として販売する場合。

二 別表1及び別表1の2に掲げる種類以外の種類のみぐにあつては、個別の毒性検査により有毒でないこと（その毒力がおおむね10MU/g以下であること）が確認された部位を販売する場合。

(ふぐ取扱営業の申請等)

第4条 ふぐ取扱営業に関する保健所長への申請又は届出は、省令で定めるところによらなければならない。

(ふぐ処理者の設置)

第5条 ふぐ処理施設には、施設ごとにふぐ処理者を置かななければならない。

(ふぐ処理者の認定)

第6条 ふぐ処理者の認定は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が行う。

- 一 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者
 - 二 ふぐ処理者として他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)が認めた者
 - 三 その他ふぐの処理に関し、前2号に掲げるものと同等以上の知識及び技術等を有する者
- 2 前項の認定を受けようとする者は、ふぐ処理者認定申請書(別記第1号様式)に前号各号のいずれかに該当する者である旨を証する書類を添付して知事に申請しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定により認定を取消され、その取消の日から1年を経過しない者は、第1項の認定を受けることができない。
- 4 知事は、ふぐ処理者名簿を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。
- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 氏名及び生年月日
 - 三 認定資格の種別
 - 四 認定の取消しに関する事項
 - 五 認定証を書換交付し、又は再交付した場合にはその旨、並びにその理由及び年月日
 - 六 登録を消除した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- 5 認定は、ふぐ処理者名簿(以下「名簿」という。)に登録することによって行う。
- 6 知事は、第1項の認定をしたときは、ふぐ処理者認定証(別記第2号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(ふぐ処理者試験)

第7条 前条第1項に規定するふぐ処理者試験は、別に定める実施要領によりふぐの処理に必要な知識及び技術等について、知事が行う。

- 2 知事は、一般社団法人又は一般財団法人であってかつ確実に実施することが認められるものとして知事があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(ふぐ処理者の認定の取消し等)

第8条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取消し、又は期間その他の条件を定めてその認定の効力を停止することができる。

- 一 不正の手段により認定を受けたとき。
- 二 次条の規定に違反したとき。
- 三 ふぐの処理に関し、食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。
- 四 第6条第1項第2号の規定による他の都道府県知事等が認めた者をふぐ処理者として認定した場合にあっては、最初に認定した他の都道府県知事等がその認定を取消し、又はその認定の効力を停止したとき。

(遵守事項)

第9条 ふぐ処理者は、ふぐの処理に当たって次の各号に定める事項を遵守しなければならない

ない。

- 一 ふぐ処理者でない者が、ふぐの処理の業務に従事しないよう監督すること。ただし、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理の業務に従事する場合は、この限りでない。
 - 二 ふぐの処理は、ふぐ処理施設以外の場所で行わないこと。
 - 三 原料ふぐの選別を厳重に行い、特に、ドクサバフグ等魚体すべてが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを、確実に排除すること。
 - 四 凍結したふぐを使用する場合は、急速凍結法により凍結したものを扱い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供することとし、再凍結は行わないこと。
 - 五 卵巣、肝臓等の有毒部位の除去は、的確に行うこと。
 - 六 除去した卵巣、肝臓等の有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないよう専用の容器に施錠して保管し、塩蔵処理の原料となるものを除き、焼却等により確実に処分すること。
 - 七 ふぐの処理に用いた包丁、まな板等の器具は、処理作業中であっても、必要に応じ、飲用に適する水で十分洗浄すること。
 - 八 別表1の2に掲げるふぐの処理等は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように適切に処理されたものを使用すること。
 - 九 別表2の卵巣及び皮の塩蔵処理は、次の事項に留意し、適切に行うこと。
 - ア 原料であるふぐの卵巣及び皮が未処理のまま処理施設以外へ搬送されることがないように、管理を十分行うこと。
 - イ 塩蔵は十分行うこととし、卵巣にあつては2年以上、皮にあつては6月以上行うこと。
 - ウ ロットごとに製品の毒性検査を行い、その毒力がおおむね10MU/gを超えないことを確認すること。
- 2 ふぐ処理者は、調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定による調理師免許の取得に努めなければならない。

（名簿の訂正）

- 第10条 ふぐ処理者は、氏名に変更が生じたときは、ふぐ処理者名簿訂正申請書（別記第3号様式）により30日以内に名簿の訂正を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、知事に提出しなければならない。

（登録の消除）

- 第11条 名簿の登録の消除を申請するには、知事に提出しなければならない。
- 2 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

（認定証の書換交付）

- 第12条 ふぐ処理者は、認定証の記載事項に変更を生じたときは、認定証の書換交付を申請することができる。
- 2 前項の申請をするには、ふぐ処理者認定証書換交付申請書（別記第3号様式）に認定証を添え、知事に提出しなければならない。

(認定証の再交付)

- 第13条 ふぐ処理者は、認定証を破り、よごし、又は失ったときは、認定証の再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請をするには、ふぐ処理者認定証再交付申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 3 認定証を破り、又はよごしたふぐ処理者が第1項の申請をする場合には、申請書にその認定証を添えなければならない。
 - 4 ふぐ処理者は、認定証再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、5日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(認定証の返納)

- 第14条 ふぐ処理者は、名簿の登録の削除を申請するときは、ふぐ処理者名簿登録削除申請書（別記第5号様式）により、認定証を知事に返納しなければならない。第11条第2項の規定により名簿の削除を申請する者についても、同様とする。
- 2 ふぐ処理者は、第8条の規定により認定を取り消され、又は認定の効力を停止されたときは、当該処分を知った日から5日以内に、ふぐ処理者認定証返納届（別紙第6号様式）により認定証を知事に返納しなければならない。

(施設基準)

- 第15条 ふぐ処理施設の構造及び設備は、岐阜県食品衛生法施行条例（平成12年岐阜県条例第7号）で定めるところによらなければならない。

(表示)

- 第16条 ふぐ加工品等の表示は、食品表示法（平成25年法律第70号）で定めるところによらなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和60年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にフグ取扱営業を営んでいる者に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この要綱の施行の日から2月以内に」とする。
- 3 この要綱の施行の際現に2年以上フグの処理の業務に従事している者は、この要綱施行の日から1年間は、第6条の規定にかかわらず、フグ処理者の資格があるものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和62年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現にふぐ取扱営業を行っている者は、第4条第1項の規定による申請等を行っているものとみなす。
- 3 この要綱施行の際現にふぐ処理者としてふぐの処理に従事している者又は令和5年2月28日までに県内のふぐ処理施設においてふぐ処理者としての従事歴がある者（以下「既存ふぐ処理者」という。）であって、令和6年5月31日までに名簿に登録した者は、第6条第1項の規定による認定を受けた者とみなす。この場合において、その者については、同条第6項の規定による認定証の交付は、適用しない。

別表1 処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位

科名	種類(標準和名)	部位		
		筋肉	皮	精巢
フグ科	クサフグ	○	—	—
	コモンフグ	○	—	—
	ヒガンフグ	○	—	—
	ショウサイフグ	○	—	○
	マフグ	○	—	○
	メフグ	○	—	○
	アカメフグ	○	—	○
	トラフグ	○	○	○
	カラス	○	○	○
	シマフグ	○	○	○
	ゴマフグ	○	—	○
	カナフグ	○	○	○
	シロサバフグ	○	○	○
	クロサバフグ	○	○	○
	ヨリトフグ	○	○	○
	サンサイフグ	○	—	—
ハリセンボン科	イシガキフグ	○	○	○
	ハリセンボン	○	○	○
	ヒトヅラハリセンボン	○	○	○
	ネズミフグ	○	○	○
ハコフグ科	ハコフグ	○	—	○

注1 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。ただし、岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されるコモンフグ及びヒガンフグについては適用しない。

2 ○は可食部位

3 まれに、いわゆる両性ふぐといわれる雌雄同体のふぐが見られることがあり、この場合の生殖巣はすべて有毒部位とする。

4 筋肉には骨を、皮にはヒレを含む。

5 ふぐは、トラフグとカラスの中間種のような個体が出現することがあるので、これらのふぐについては、両種とも○の部位のみを可食部位とする。

別表1の2 処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び可食部位（漁獲海域が限定されているもの。）

科名	種類（種名）	可食部位
フグ科	ナシフグ（有明海及び橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉
	ナシフグ（有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。）	精巢

注1 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。

- ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - イ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - ウ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
 - エ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
- 2 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 3 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県土居町仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県の境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面で漁獲されたものであること。
- 4 筋肉には骨を含む。

別表2 長期間塩蔵処理することにより人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの部位

別表1に掲げる種類のふぐの卵巣及び皮であって、その毒力がおおむね10MU/g以下となったもの

別記第1号様式（第6条関係）

岐阜県収入証紙貼付欄

ふぐ処理者認定申請書

- 1 認定資格について、該当するいずれかに年月等を記入すること。
- (1) 要綱第6条第1項第1号（岐阜県ふぐ処理者試験合格） _____年 ____月 ____合格
- (2) 要綱第6条第1項第2号（他都道府県知事の認定者（免許取得者を含む））
- 都道 免許・登録
府県 認定 _____登録年月日 _____年 ____月 ____日
登録番号 _____
- (3) 要綱第6条第1項第3号（他都道府県ふぐ処理者試験合格者・その他）
- _____年 ____月 ____日 ____合格
- 2 ふぐ処理者認定（他都道府県での認定・免許・登録を含む。）取消し処分の有無。
- （有の場合、その理由及び年月日）有・無 _____

上記によりふぐ処理者の認定を受けたいので、岐阜県ふぐ取扱指導要綱第6条第1項の規定により申請します。

年 ____月 ____日

電 話	(_____)
住 所	〒 _____ 都道 府県

（氏名は、戸籍上の文字で記入すること）

ふりがな	(氏) _____	(名) _____
氏 名	_____	_____
併記する旧姓又は通称名	_____	

生年月日	昭和・平成 令和・西暦 _____年 ____月 ____日
------	-----------------------------------

岐阜県知事 様

添付書類

- 1 認定資格を証明する書類（合格通知書等の写し）
- 2 旧姓又は通称名の併記を希望される方は、旧姓又は通称名の記載のある住民票等（備考）
- 用紙の大きさは、A4とする。

別記第2号様式（第6条関係）

ふぐ処理者名簿登録番号	第	号			
ふぐ処理者名簿登録年月日	年	月	日		
ふぐ処理者認定証					
			氏	名	
			年	月	日生
岐阜県ふぐ取扱指導要綱（昭和60年1月11日付け環衛第470号衛生環境部長通知）第6条第1項の規定によりふぐ処理者として認定したことを証明する。					
年			月	日	
岐阜県知事				印	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 認定の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

別記第3号様式（第10条及び第12条関係）

岐阜県収入証紙貼付欄

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理者名簿訂正・認定証書換交付申請書

次のとおり { 名簿の訂正
認定書の書換交付 } を受けたいので、岐阜県ふぐ取扱指導要綱

{ 第10条第1項
第12条第1項 } の規定により申請します。

ふぐ処理者	登録番号	第 号
	登録年月日	昭和・平成 年 月 日 令和・西暦
訂正事項	氏名（旧）	
	氏名（新）	
訂正の原因		
訂正事由が生じた年月日	令和・西暦	年 月 日
登録証に併記する旧姓 又は通称名		

添付書類

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本（ふぐ処理者名簿訂正申請）
- 2 ふぐ処理者認定証（ふぐ処理者認定証書換交付申請）
- 3 旧姓又は通称名の記載のある住民票（旧姓又は通称名の併記を希望する方のみ）
（備考）

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第4号様式（第13条関係）

岐阜県収入証紙貼付欄

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理者認定証再交付申請書

ふぐ処理者認定証の再交付を受けたいので、岐阜県ふぐ取扱指導要綱第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

ふぐ処理者	登録番号	第 号
	登録年月日	昭和・平成 年 月 日 令和・西暦
申請の理由	き損、汚損、紛失	

添付書類

き損又は汚損の場合は、そのふぐ処理者認定証

（備考）

用紙の大きさは、A4とすること。

岐阜県知事 様

申請者 住所
氏名
続柄
電話番号

ふぐ処理者名簿登録消除申請書

岐阜県ふぐ取扱指導要綱 { 第11条第2項
第14条第1項 } の規定により次のとおり申請します。

ふぐ処理者	氏 名	
	登 録 番 号	第 号
	登 録 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 令和・西暦
ふぐ処理者が死亡又は失踪した場合は、その年月日	死亡 令和・西暦 年 月 日 失踪	

添付書類

- 1 ふぐ処理者認定証
- 2 ふぐ処理者が死亡又は失踪した場合は、その旨を証する書類
(備考)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第6号様式（第13条及び第14条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理者認定証返納届

岐阜県ふぐ取扱指導要綱 { 第13条第4項
第14条第2項 } の規定によりふぐ処理者認定証を返納します。

ふぐ処理者	登録番号	第 号
	登録年月日	昭和・平成 年 月 日 令和・西暦
失った認定証を発見した日		令和・西暦 年 月 日
ふぐ処理者の認定取消され、又は認定の効力を停止されたことを知った日		令和・西暦 年 月 日

添付書類

ふぐ処理者認定証

(備考)

用紙の大きさは、A4とすること。

